

平成21年9月11日

## 「新型インフルエンザワクチンの接種について(素案)」について

社会福祉法人 全国社会福祉協議会  
全国保育協議会  
全国保育士会  
全国児童養護施設協議会  
全国乳児福祉協議会  
全国母子生活支援施設協議会

「新型インフルエンザワクチン (A/H1N1) の接種について(素案)」について、下記のとおり意見を提出する。

1. 乳児院や児童養護施設、母子生活支援施設等入所型児童福祉施設に入所している子ども(約44,000人)は、次の理由から最優先接種対象者とすべきである。
  - (1) 児童福祉施設を利用する乳幼児の罹患は命にかかわる問題である。また、疾病や障害のある子どもが多く、接種対応の必要がある。
  - (2) 集団生活の場であることから、罹患者が発生した場合の施設内での感染拡大の恐れがある。
2. 母子生活支援施設の利用者は次の理由から優先的接種対象とすべきである。
  - (1) 母子生活支援施設利用者には妊娠している母親もいる。
  - (2) 母子生活支援施設利用者のうち就労している母親は多くが不安定就労であり、新型インフルエンザ罹患による欠勤は収入の減少や解雇につながりかねず、大きな経済的打撃を受ける。
3. 入所型児童福祉施設の職員は、次の理由から優先的接種対象とすべきである。
  - (1) 子どもが24時間365日生活する施設であり、事業継続が原則である。そこでの子どもに対する養育を行う施設である。
  - (2) したがって、職員が感染源となることのないようにする必要がある。とくに、乳児院においては生後すぐに入所する子どもがおり、母乳などによる母子間の免疫提供がない子どももいる。
4. 上記の子どもたち(母子生活支援施設にあっては「世帯」)を、最低基準で定められた配置基準により限られた人数の職員が養育をしているため、職員が新型インフルエンザに罹患し休職した場合に、ただちに施設運営に支障が生じる。また生活全般を支える専門的な業務であることから、代替職員を手配することが困難である。
5. 保育所は0～5歳の210万人の子どもたちが集団で生活するところであり、子どもと保育者の集団感染の予防と、命を守る観点から優先的接種の対象とすべきである。
6. 「1歳未満の小児については予防接種によって免疫をつけることが難しい」として優先接種対象者から除外し、次善の策としてその親に接種するとしているが、季節性インフルエンザの予防接種年齢下限は通常生後6か月からとされている。新型インフルエンザワクチンの接種にあたっては同じ対応とすべきである。このことにより、乳児のリスクを少しでも減らすことにつながる。
7. 優先接種対象者、また、低所得・ひとり親世帯等については、経済格差により接種を受けられない者がでないように、接種費用の公費による保証をすべきである。

(意見提出者)

社会福祉法人 全国社会福祉協議会  
全 国 保 育 協 議 会  
全 国 保 育 士 会  
全国児童養護施設協議会  
全国乳児福祉協議会  
全国母子生活支援施設協議会

**【事務局】**

社会福祉法人 全国社会福祉協議会 児童福祉部 担当：宮崎  
〒100-8980 東京都千代田区霞が関3-3-2新霞が関ビル  
TEL. 03-3581-6503  
FAX. 03-3581-6509